

鳥取県軽自動車協会定款（抜粋）

（名 称）

第1条 本会は、鳥取県軽自動車協会という。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を鳥取市に置く

（目 的）

第3条 本会は、軽自動車の普及発達に寄与し、併せて会員相互の緊密な連携と共同福祉を増進し、もって販売事業の健全な伸展に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ㈱全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）鳥取県事務取扱所への支援並びに協力
- (2) 全軽自協の正会員としての運営に対する協力
- (3) 関係官庁、軽自動車検査協会及び関係団体に対する協力
- (4) 日報等の情報提供及び調査統計に関する事項
- (5) 販売正常化及び流通秩序確立に関する事項
- (6) 保管場所確保に関する事項
- (7) 交通安全及び環境改善対策に関する事項
- (8) 軽自動車の普及広報に関する事項
- (9) 税制等普及環境改善対策に関する事項
- (10) 中古車市場の情報収集に関する事項
- (11) 二輪車の流通、リサイクル及び事故防止に関する事項

（役 員）

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理 事 若干名（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む）
- (6) 監 事 2名

（役員の任期）

第15条 第15条 役員は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任及び任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

（役員の解任）

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員として相応しくない行為があると認められるとき。

（委員会）

第35条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
3. 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。